

京都市敬老乗車証制度に関する周知啓発等業務委託に関する受託事業者の公募について
(募集要項)

京都市敬老乗車証制度に関する周知啓発等業務委託に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行いますので、以下のとおり提案を募集します。

1 委託内容

別紙1「仕様書」のとおり

2 委託金額の上限

金8,199,000円(消費税及び地方消費税相当額10%を含む。)

※ 委託金額の上限を上回る金額で見積書を提出した場合は、失格とする。

3 応募資格

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者、もしくは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていないもの、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

4 参加申請書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を提出期限内に提出し、参加の審査を受けることとする。なお指定様式については、京都市情報館(本市ホームページ)からダウンロードすること。

(1) 必要書類

ア プロポーザル参加申請書(様式1)

イ 会社概要(様式2)

ウ 京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者が参加する場合は、ア、イに加え以下の書類を提出すること

- ・ 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税について、未納がないことを証明する書類(提出日前3か月以内に発行のもの(原本))
- ・ 本市の法人市民税、固定資産税(土地・家屋)・都市計画税、水道料金・下水道使

用料について、本市内の全ての事業所等に未納がないことを証明する書類（提出日前3か月以内に発行のもの（原本））

- ・ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書

※ 誓約書の記載に当たっては、京都市情報館（本市ホームページ）で「京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則に係る要綱」をサイト内検索し、当該ページの「誓約書（第1号様式）」を利用すること。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留とすること。）

(4) 提出期限

令和7年4月30日（水）午後5時まで（必着）

5 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

プロポーザル参加に当たって質疑のある者は、書面により受付期限内に質問を行うこととする。

(1) 質問のできる者

4の参加申請書を提出したものとする。

(2) 質問方法

書面（様式自由）により、持参、郵送（簡易書留とする）又は電子メールで行うこと。

※ 面談又は電話での質問は、一切受け付けない。

(3) 受付期限

令和7年4月30日（水）午後5時まで（必着）

※ 受付期限後の質問は、一切受け付けない。

(4) 回答日

令和7年5月7日（水）を目途に回答

(5) 回答方法

参加申請書を提出した者に対して、参加申請書に記載の連絡担当者宛てに、質問事項及びその回答を電子メールで送付する。

なお、質問内容によっては、回答しない項目もある。

6 企画提案書等の提出

参加申請書を提出した者は、別紙2「企画提案書等作成要領」に基づき、必要書類を提出することとする。

なお、期限までに企画提案書等が提出されない場合は、辞退したものとみなす。

(1) 必要書類

ア 企画提案書

イ 見積書

ウ 経費内訳書

(2) 提出部数

別紙2「企画提案書等作成要領」のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留とすること。）

(4) 提出期限

令和7年5月12日（月）午後5時まで（必着）

(5) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加申請書、企画提案書等

参加申請書、企画提案書等が次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限及び提出先並びに提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

(オ) 仕様書の要件を満たしていないもの

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出された書類はすべて返却しない。

7 プレゼンテーションの実施

企画提案書が優秀であると認めた数者に対して、企画提案書の内容について、プレゼンテーションの実施を求める。

(1) 実施日時、場所

日時：令和7年5月21日（水）目途

場所：京都市役所内会議室

※ 詳細については、別途通知する。

(2) 注意事項等

ア プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが出席すること。

イ 企画提案の説明時間は20分程度、本市からの質問及びその回答時間は、15分程度とする。

ウ 本市が希望する場合は、質問の時間を延長できるものとする。

エ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

オ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とするが、要点を絞って行うこと。

カ プレゼンテーションに必要となるパソコン等は提案者が用意すること。

8 受託候補者の選定

(1) 受託候補者の選定

ア 業務受託候補者の選定は、本市が設置する選考組織が総合的に公平かつ客観的に審査し、すべての提案者の順位を決定したうえで、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

イ 審査基準等の詳細は、別紙3「提案内容評価要領」及び別紙4「提案内容評価表」のとおり。

ウ 提案者が1者のみであった場合も、企画競争選定は成立するものとし、複数の者から提案があった場合と同様に審査を行う。

エ 評価結果が最低選定基準に満たない場合、プロポーザルを再度実施する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、電子メールで通知する。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

(4) 選定結果の公表

受託候補者の選定が終了した後、受託候補者の名称と、本プロポーザルに参加した全事業者の名称及び評価点（失格となった事業者を除く）を本市ホームページにおいて公表する。

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の見積価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、すべて受託者の負担とする。

(4) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(5) 契約保証金

免除する。

(6) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けた後に、受託者の請求により委託料を支払う。

(7) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成すること

ができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(8) 瑕疵（かし）担保責任

ア 本市は、成果物に瑕疵（かし）があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵（かし）の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

イ 本市は、本市の求める期限までに、受託者による瑕疵（かし）の修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

ウ 上記ア及びイは、契約目的物の瑕疵（かし）が支給品若しくは貸与品又は本市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

エ 上記ア、イ及びウによる瑕疵（かし）の修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引渡しを受けた日から2年以内に行うものとする。

【問合せ先及び提出先】

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
(担当：馬込、大西)

【令和7年4月25日（金）まで】

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

電話 075-213-5871 FAX 075-213-5801

e-mail: kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp

【令和7年4月28日（月）以降】

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎4階

電話 075-222-3488 FAX 075-222-3416

e-mail: kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp